

預金商品の概要 [要求払預金]

平成 30 年 4 月 2 日

1. 商品名 (愛称)	貯蓄預金
2. ご利用いただける方	個人のみ
3. 期間	特に期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預け入れできます。 1 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	随時払戻できます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 5 段階の金額階層別に預金残高 (10万円未満、10万円以上、50万円以上、100万円以上、300万円以上) に応じた利率を適用します。 年 2 回 (2 月、8 月) の当金庫所定の日に元金 (預金残高) に組み入れます。 毎日の最終残高 1, 0 0 0 円以上について、付利単位を 1 円として利息を計算します。
7. 税金	利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
8. 手数料	キャッシュカードによる支払等の場合にはカード規定に定める手数料を徴求することがあります。(手数料一覧をご覧ください)
9. 付加できる特約事項	ICキャッシュカードがご利用できます。 マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部 <u>お客様相談窓口</u> (9 時~17 時、電話 <u>0120-454-585</u>) までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所 (9 時~17 時、電話 03-3517-5825) 並びに関東地区しんきん相談所 (9

	<p>時～17時、電話 03-5524-5671) でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、<u>お客様相談窓口</u>または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>以下の取扱いはできません。</p> <p>①給与振込、年金振込、配当金振込などの自動受取</p> <p>②公共料金、税金などの契約に基づく口座振替</p> <p>③融資返済口座、資金移動サービス支払口座としての利用</p> <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</p>